

会議名称	平成17年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日時	平成17年10月25日(火) 14時～16時20分		
場所	杉並区役所 第4会議室		
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、藤本委員、横山委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員	
	実施機関	向坂政策経営部職員課健康担当係長、本橋国保年金課長、加藤高齢者在宅サービス課長、武笠介護保険課長、井口学務課長、渡辺産業振興課長、小林障害者施策課長、赤井社会教育スポーツ課長	
	事務局	高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長	
傍聴者	1名		
配付資料	事前	・平成17年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成17年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項	
	当日	・会議次第 ・平成16年度情報公開請求の内容及び処理状況、平成16年度自己情報開示等請求の内容及び処理状況 ・高井戸保育園の管理運営に関する協定書等	
次第	1 平成17年度第2回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
		人事給与システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問20
		老人福祉システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問21
		高齢者福祉サービス資格管理システム及び高齢者福祉サービス収納システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問22
		介護保険事務処理システム及び介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問23
		介助ボランティアに関する業務の登録について(新規)	報告11
		介助ボランティア登録・実績集計システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問24
		杉並区立産業商工会館において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて	諮問25
	杉並区立高円寺障害者交流会館、杉並区立和田障害者交流会館及び杉並区立杉並視覚障害者会館において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて	諮問26	

	杉並区体育施設等において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて	諮問 27
審 議 結 果	介助ボランティアに関する業務の登録について（新規）	報告了承
	人事給与システムに記録する個人情報項目について（修正）	答申
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について（修正）	
	高齢者福祉サービス資格管理システム及び高齢者福祉サービス収納システムに記録する個人情報項目について（修正）	
	介護保険事務処理システム及び介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について（修正）	
	介助ボランティア登録・実績集計システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	杉並区立産業商工会館において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて	
	杉並区立高円寺障害者交流会館、杉並区立和田障害者交流会館及び杉並区立杉並視覚障害者会館において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて	
杉並区体育施設等において指定管理者が管理する個人情報等の取扱いについて		

会 長	定刻になりましたので、平成17年度第3回の情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日はご多忙のところご出席ありがとうございました。最初に欠席委員の確認をお願いいたします。
区長室長	本日は、岩田委員と柳澤委員からご都合により欠席されるとの連絡をいただいております。なお、文教委員会が現在開かれており、鈴木委員と横山委員は文教委員会終了後に出席される予定です。
平成17年度第2回会議録の確定	
会 長	最初に前回の審議会会議録の確定をしたいと思います。訂正、その他、ありますでしょうか。
法規担当課長	資料1の議事録に3カ所ほど訂正箇所がありますので訂正をお願いいたします。15頁のいちばん下の欄、行政管理担当部長の発言の欄ですが、いちばん下の行と16頁の1行目が同文となっておりますので、16頁の1行目を全て削除してください。 次に、23頁の上から2つ目の欄、法規担当課長の欄の4行目「管理委託のものが廃止・・・」となっておりますが、これを「管理委託そのものが廃止・・・」と、訂正願います。 同じくこの頁で下から3つ目の欄、保育課長の欄の下から2つ目の行で、「指定管理者として最初に・・・」を「指定管理者と最初に・・・」と、訂正願います。以上3カ所ご訂正をお願いいたします。
会 長	ほかにはいかがでしょうか。
委 員	前回、高井戸保育園の協定について詳細な資料をお願いしましたら、送ってくださったのですが大変な量があります。皆様のお手元には送られていないとお聞きしたので、その送っていただいた資料の中で気になる所があるので、今日、口頭でいくつか質問させていただいて、後日でも結構ですからお答えいただきたいと思うのですが。
法規担当課長	その前にいまご指摘のことも含めて議事録について補足をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
会 長	はい。
法規担当課長	資料1、議事録の24頁をお開きください。いま委員がおっしゃったのは24頁の上から4つ目の欄の所で、保育課長が、高井戸保育園については、協定書ができています、という所の関連かと思いますが、このことについては後ほど説明させていただきます。 上から9つ目の欄の「情報公開請求についてですが」というところですが、ここは補足したいと思います。これは前回、高井戸保育園の指定管理者についての諮問事項に関して、指定管理者が公開しないという場合には異議申立ては指定管理者に対してか、それとも区長に対してなるのでしょうかと。それで法規担当課長は、もう一度正確に調べますが、あくまでも協定で条例に遵守して開示しますが条例を規定の根拠としていませんので、条例に基づく異議申立てとはなりません、その場合は個人情報保護法に基づく申立てになるかと思いますが、と申しあげました。それで委員が、そうすると申立ては区長に対してすることになるのでしょうかと質問され、それに対しては、そこをもう少し正確に調べたいのですが、法に基づいて指定管理者に行うような形になるのではないかと考えています、と申しあげました。

指定管理者に、法に基づいて行うのではないかとお答えしたのですが、この後、保育課長からも出てくるのですが、高井戸保育園の指定管理者は、取扱う個人情報の数が5,000人を超えるものではありません。個人情報保護法の適用は「5,000人を超える個人情報を取扱う者を、個人情報取扱事業者」としていただきますので、ここは一般論でお答えして「法」とお答えしたのです。

高井戸保育園の指定管理者については、5,000人を超える個人情報はありませので、法の適用はないこととなりますが、ない場合はどうなるのかといたしますと、これは保育所条例の条文で、協定を区と指定管理者が締結することになっており、その協定の中に情報公開と個人情報保護等は区の条例規則を遵守して、指定管理者において定めて区と同じような取扱いをすると取り決めております。

高井戸保育園の指定管理者が、区に準じて情報公開の規則、また個人情報保護の規則を定め情報公開なり開示請求を指定管理者に対して行い、指定管理者は、概ね区と同じような判断で公開ないし開示するのですが、この決定に不服があった場合については、指定管理者の規則に基づいて、指定管理者に対して不服の申立てをすることとなります。その場合は、指定管理者が定めている紛争処理の規則に基づいた第三者委員会をつくります。この第三者委員会というのは、指定管理者が設置しているものではあるのですが、高井戸保育園の場合は、弁護士、民生委員、病院長、大学の先生、小学校の元先生という方が第三者機関の委員として入っておられて、ここの苦情処理委員会の中で、区で言えば異議申立てを審査会にかけて、諮問答申していただくような形で審議します。それについて、さらに不服がある場合は、裁判所への訴訟という形で決着がつくということになっておりましたので、この部分は少し言葉が足りなかったものと思います。また、個人情報保護法を前提でお答えしましたので、この点を補充させていただきたいと思います。

もう1点は、同じく25頁のいちばん下、ここも高井戸保育園に関する指定管理者のところです。個人情報の取扱いに関して、委員が罰金はどうなるのですか、極端な質問ですが本質を明らかにするために伺います、と質問されました。26頁のいちばん上で、保育課長が、先ほどお話ししましたように、基本的には区の条例の対象の事業者ではありませんので罰金の規定等は適用できない、とお答えしています。

先ほども申し上げたように、条例でいうところの実施機関に指定管理者は入っておりませんが、個人情報保護条例は第32条から第37条まで、罰則について規定していきまして、第32条では実施機関の職員若しくは職員であった者のほかに、いわゆる外部委託によって受託している受託業務に従事している者、若しくははしていた者。それと今般の指定管理者、指定管理によって管理業務に従事している者若しくははしていた者についても、正当な理由がないのに情報を漏洩したり不正に外部に提供したような場合については、それぞれ第32条からの罰則の適用があります。外部委託と同じように指定管理者も不正なことをした場合は、個人情報保護条例の罰則の規定の適用があるということで、この発言は訂正させていただきたいと思います。

戻りますが、いま委員がおっしゃった高井戸保育園の協定等については用意してありますので、必要であれば全員にお帰りまでにはお配りしたいと思っております。以上です。

委 員

よろしいでしょうか。

会 長	高井戸保育園の規則についてですか。
委 員	個人情報に関するところだけです。私だけが高井戸保育園の協定書とか、書類をいただいているのです。それを見せていただいて、個人情報に関する所でいくつか気になる所があるので質問を。
会 長	先ほどの説明でも分かるように、高井戸保育園で指定管理者が学識経験者等々と一緒になって作った規則ですよ。 それについてここで議論しても、ちょっと筋が違うのではないのでしょうか。
委 員	先ほど電話で担当の方とお話をしたのですが、あまりたくさん質問されると時間がなくなりますということで、それでは質問事項だけを言いますから、後で文書で回答してくださいというような話をしたのですが。
会 長	質問事項だけをここで言って、回答は、ここで議論というか。
委 員	それは要らないです。
会 長	要らないのですね。
委 員	はい。私が質問することを皆さんにも聞いていただきたいということです。
会 長	そういう意味ですか。
委 員	はい。
会 長	それではいいです。
委 員	なるべく端的に申し上げます。「運営に関する協定書」をいただきました中の第 25 条で、杉並区の個人情報保護条例に照らしたところ、この協定書では個人情報の保護」という項目がありますが情報公開の項目がないので、これはどうしてなのでしょうかとということが 1 点です。 2 つ目は「高井戸保育園の個人情報保護規則という書類の中で、第 4 条第 3 項の (5) と (6) に、「争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、または、事業の性質上本人から収集したのでは、事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき」、指定管理者が本人に同意を取らずに情報を収集できる、という項目があります。これは区本体の機関にはこういう項目はないのですが、これは具体的にどういうことを想定していらっしゃるのか。それから、子供の入所とか職員の採用などに関して、こういうことがされてもいいというように考えていらっしゃるのかどうかを、お聞きしたいのが第 2 点です。 第 3 点は、協定書の第 21 条で第三者に委託を禁止しているのですが、この規則の 8 条では、高井戸保育園から個人情報を外部委託をするという項目があるのです。個人情報保護規則第 8 条に、事業を受託した者というくだりがあるのですが、これは個人情報保護条例で第三者委託を禁止していますので、ここを分かるように説明していただきたいということが 3 点目です。 第 4 点目は、高井戸保育園の指定機関になる東京家庭学校というのは、地図で見ましたら上水保育園とか老人ホームか何か、そのような事業を営んでいるようではすけれども、個人情報保護規則の第 10 条には、高井戸保育園は個人情報の社会福祉法人東京家庭学校以外のものへの提供をする場合というくだりがあるのです。東京家庭学校以外の者ということは、東京家庭学校への情報提供は OK だということなのかな、というように解釈できるのです。東京家庭学校は上水保育園や光ホームといいましたか、何かそういう事業をやっているんですし、今後も何か事業をするかもしれませんが、そこへの情報提供が利用されないように、このところは「高井戸保育園は」とだけに

	<p>して、社会福祉法人東京家庭学校は削除したほうがいいのかどうかと思いましたが、お答えをいただきたいということ。</p> <p>5番目は、第10条第2項に、上水保育園及び高井戸保育園はというくだりがあるのですが、どうしてここに上水保育園が入ってしまったのでしょうか。高井戸保育園だけでいいのではないのでしょうかということが5番目です。</p> <p>6番目は、同じく第10条第2項で、上水保育園及び高井戸保育園は事業の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報については必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネットなどによる個人情報の外部提供をしてはならない、という文章があるのですが、これは事業の執行上必要かつ適切と判断された場合には、インターネットで個人情報を外部提供してもいいというふうに読みとれそうなので、それでいいのかどうかをお聞きしたいと。以上です。</p>
会 長	この件について事務局のほうは何かありますか。
法規担当課長	<p>一般論の部分にお答えして、個別具体的なことは保育課長に確認してお答えしたいと思います。</p> <p>大きな1つ目で、協定書の第25条は個人情報保護しか入っていないくて、情報公開はどうなっているのかというご質問ですが、これは保育所の設置条例第10条に、協定の締結ということで区長は議会の議決を得て指定管理者を指定した場合には、指定管理者と協定を締結することとなっています。その締結した協定の中にいろいろな項目があり、その1つに「個人情報の取扱いその他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項」ということで、いわゆる個人情報の取扱い、それと「その他の」ですから、個人情報というのが1つの例示で、それ以外にもいまおっしゃっていたような情報公開や苦情処理の問題などもすべて定めてきちんとやりなさいという条例の条文になっています。</p> <p>この条文を受けて協定を締結していますから、個人情報の保護はもちろん協定の中に出てきますが、情報公開の制度も、苦情処理のものもすべて入っています。項目の見出しとしても、個人情報の見出しの他に「その他の」の部分もあり、決して何も規定していないわけではないということをお分かりいただければと思っております。</p> <p>次に、高井戸保育園については、議会で指定議決を受けた指定管理者というのが社会福祉法人東京家庭学校ですから、この指定管理者は、高井戸保育園以外にも、いまの自治法上の指定管理者というのは管理委託と違い、いろいろ民間からもできるようになっておりますので、この家庭学校がほかの保育園とか、ほかの施設を経営するなり、指定管理をしても、それは一向に不都合があるわけではありません。ただ、区立の高井戸保育園については、指定管理者社会福祉法人東京家庭学校が議決を受けて指定されましたので、そうになっています。その中で社会福祉法人東京家庭学校は、今般高井戸保育園をやることによって付加したものもありますし、従来から社会福祉法人として、きちんと情報公開、個人情報保護の規定を内部として定めていたということがありますので、規定そのものは高井戸保育園に特化したものではなく、この指定管理者社会福祉法人が、自ら個人情報保護法や情報公開法に基づいて定めている内規を、そのまま使えるものは使っているということになろうかと思えます。</p> <p>それから、個人情報のインターネットの関係ですが、これも個人情報本人同意ですとか、必要に応じた場合については利用者の便宜を図るため本人同意に基づいてやる分については、特段に支障はないように考えています。もう1つ、</p>

	<p>規則第4条3項の6号と21条関係ですけれども、訴訟ですとか、相談とか指導、これはいろいろなケースがあると思います。例えば園児の相談や健診などもあるでしょうし、そういう場合については本人収集以外に医師の所見ですとか、教育専門の指導からの意見を聞くこともあるでしょうから、個人情報というのは、個人のみしか収集できないということになれば、当然保育園の運営としても支障が来たすので、こういう条文が入っているのだろうとっております。以上です。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。あと、具体的なことは保育課長等に委員から直接質問してください。</p> <p>ほかに訂正箇所、ご意見等がありますでしょうか。なければ第2回会議録については確定ということにいたします。次に報告・諮問案件に入るわけですが、その前にこれも会議録との関係で委員から質問のありました「情報公開制度の実施状況」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
法規担当課長	<p>前回の審議会で、報告事項第3号「平成16年度杉並区情報公開制度実施状況報告」と報告第4号「平成16年度杉並区個人情報保護制度実施状況報告」を報告し、了承をいただきました。しかし、中身が少し大ざっぱすぎる、あまり詳細なものではなくてよいが、どのような公開請求があつて、非公開についてはどのような理由で公開できないのか、もう少し中身の分かるような資料にならないのか、というご意見をいただきました。</p> <p>つきましては、すでに報告としてご了承いただいたところですが、前回に報告した平成16年度の情報公開の内容と、自己情報開示請求の内容を、いま席上にお配りしたような形にまとめました。今回は報告事項ではありませんが、次回以降はこのような形で報告させていただきたいと思っております。</p>
報告・諮問事項審議	
会 長	<p>よろしいでしょうか。それでは、次に報告・諮問事項の審議に入りたいと思っております。</p>
	(区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡し)
諮問第20号、諮問第21号、諮問第22号	
会 長	<p>それでは、諮問第20号、第21号、第22号について、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
情報システム課長	<p>諮問第20号、諮問第21号、諮問第22号について説明。</p>
会 長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>諮問20号です。これは保存期間というのでしょうか、職員が辞めた時点ですぐ消えるのかどうかをお伺いします。それと諮問22号、これは介護保険とは別に杉並区独自のサービスと思うのですが、内容のことでありますが、15頁に「利用者は登録する必要がある」となっていますが、自分で登録ができない人はどうするのでしょうか。</p>
会 長	<p>最初の消去の問題と、できない人はどうするかについてお願いします。</p>
職員課長健康担当係長	<p>諮問20号についてお答えいたします。保存年限は、個人の記録は5年間とされております。ただし、集団としての結果の保存は半永久的といえますか、退職した職員から全部外していくことはしません。職員の健康状態を把握するために、集団としての記録の保存年限は半永久的とさせていただきます。</p>
委 員	<p>どうしてですか。職員だから必要なのですよね。職員でなくなった人の記録がどうして必要なのでしょうか。</p>

職員課長健康担当係長	全体の職員の健康状態を統計的に見るためには、職員個人は5年ですが、何歳の職員がこの状態だったという保存は、半永久的にさせていただくということです。
委員	個人の記録は辞めた時点でなくなるわけですね。
職員課長健康担当係長	そうです。個人は5年間です。
会長	辞めたあと5年間でしょう。
職員課長健康担当係長	はい。個人の特定できる健康情報は、健康診断を受けた翌年から5年間が保存期間です。
会長	少し分かりにくいので質問も兼ねてですが、その人が10年いると、最初のところで、仮に今年なら今年就職して5年やりますと、その人は5年間は、最初に区の職員になったときの記録は5年間残りますよね。それで、2年目の健康診断があった場合は、それは6年目までは残るといことなのですね。
職員課長健康担当係長	はい。受けた年からその個人が特定できるのは5年間だけ保存します。
会長	それで全職員というのは、それをもとにして区の職員の統計表等を作った場合は、それは記録として永久保存するという意味ですか。
職員課長健康担当係長	はい、そういうことです。個人の名前は、消えていきます。
会長	いまのような説明でよろしいですか。
委員	それでいいのかどうかということは別にしまして、そういうことなのかということは分かりました。
委員	そうすると、10年前に、例えば病気だったということは、10年間勤めたら消えてしまうのですか。そんなことはないですよ。5年しか保存しないとすると、例えば今年入社して病気が2年目に見つかって、10年後には、もう8年だから個人情報消えてしまうことになるでしょう。いまの言い方だと。 でも、そういうふうになるのですか。10年前の病気とか怪我については、消えることはないと思うのですけれども。
区長室長	3頁の348番に「既往症」というのがあります。たとえば、私が13年前に胃潰瘍で入院したとか、そのような記録は既往症のデータとして毎年確認していますので、それは残っています。ただ、私のコレステロールが13年前どうだったかという記録は、5年間だけのデータがあればいいということではありません、というようにご理解いただければと思います。
委員	要するに、毎年更新するという考え方でしょう。
区長室長	そうです。
委員	だから、これで追っていけばいいわけなのですね。5年は基礎数字だからいいわけですね。
委員	本人が勤めている間のデータをずっと残してもらいたいと希望した場合はどうなのでしょう。本人にとってはあったほうが私はいいいのではないかと思うのですが。
職員課長健康担当係長	本人へ記録はお渡ししてあります。
委員	本人が保管したりしているのですか。
職員課長	はい、同じものを持っています。

委 員	組織としては5年で消していくわけですか。
職員課長健康担当 係長	労働安全衛生法の規定により5年間保存することになっておりますので、それ従って5年間は保存いたします。
会 長	それでは、ほかにありますか。
委 員	<p>諮問 22 号ですが、個別の受給者個人番号が統合されて受給者個人番号という総合的な番号管理がなされる、これは素晴らしいことだと思います。新しい受給者個人番号は、どのようなセクションがどのように管理していくのか。主管業務から集めて、その更新をしていくというところのイメージが湧かないので教えてください。</p> <p>それから、収納システムの受給者番号と資格管理システムの受給者番号は同じものなのか、別なものなのか。</p>
委 員	<p>関連で、受給者個人番号が 32 番で統一されているのですが、2 番に受給者番号とあります。これは行政サイドの番号という意味なのか、この辺がちよっとわからないのです。同じものが2つあるように受け取られるのですが。</p>
高齢者在宅 サービス課長	<p>諮問 22 号の受給者番号と受給者個人番号の統合ですが、受給者番号のほうについては、これは事業の決定番号です。また、受給者個人番号は、今まで個別の事業毎に個人番号を振っていたものを共通の番号として、今後は管理していくということです。</p> <p>また、資格管理システムについても、同様に受給者個人番号で統一して管理をしていくことにしました。</p>
委 員	<p>新しい受給者個人番号は、どこのセクションがどのように情報を集めて管理されるのか、ということもお伺いしたいのです。</p>
高齢者在宅 サービス課長	<p>主管課である高齢者在宅サービス課が、この番号によって管理をしていきます。項目として削除しておりますが、これらの事業は高齢者在宅サービス課だけが関与している事業です。</p>
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	いや、分かったような分からないような。
高齢者在宅 サービス課長	<p>最初に 24 時間安心ヘルプ事業の利用登録ができない方についてどうするかという質問がありましたが、それについてお答えしたいと思います。24 時間安心ヘルプ事業そのものが要介護 3 以上の方を対象にした事業です。普通はケアマネージャーを通して区役所に申請していただくこととなりますので、利用登録ができないことはほとんど考えられないと思っております。万が一、ケアマネージャーがいらっしゃらない場合は、ご本人やご家族の方から区役所にご相談いただければ、ケアマネージャーなどを紹介し、ケアマネージャーの申請を受け付けて登録をしていただいております。</p>
委 員	<p>伺った趣旨は、住民の方にコードを付けることは個人情報保護の観点から重大な関心を持つわけですね、これはご理解いただけたと思います。個々バラバラに分散した番号と福祉に関して統合されたコードというのは、おのずから社会的な意味が相当違ってくると思うのです。その意味で、どのように管理されて、どのような付番をしておられるのか。もしこれが仮に漏れたりしたら大変なこととなります。付番の付け方ですが、区のこれまでの経緯ですと、住民票コードの付け方は詳細に説明をいただいて我々も理解しているわけです。これについても相当大きなコード番号になると思うのですが、その付け方についてはどうなのでしょう。</p>

情報システム課長	11 頁の高齢者資格管理システムでご説明いたしますが、現在、15～24 番まで事業別に受給者個人番号という形で個人番号を振っており、32 番の受給者個人番号と同一の番号を振っていますので、今回それを整理したいということです。
委 員	いまのお話は従来の 15～24 番までは、同じ番号を付していたというご説明のようですが、これを統合して更新されるのはどの係が、どのような事務手続でやられているのですか。参考までに教えてください。それともコンピューターで自動的に付番するのでしょうか。
高齢者在宅サービス課長	機械で管理しておりますので、申請順にというか、新たに発生した順に通し番号を自動的に付番しているということです。
委 員	それを聞いたかったのです。絶対番号で一連で付けてしまうということですね、分かりました。
委 員	例えば 16 人、事業に申し込むと、私が 1 番で誰々さんが 2 番で、16-1 とか 16-2 とか、それで 17 番目では私が 3 番目とかいう、バラバラになっていたものを、今度は個人受給者、個人番号で統一するということですよ。個人については 15～24 番までが今まで同じ番号だったということではないですよ。 あと、2 番と 32 番の関係です。2 番は、やはり個人番号ですよ。多分 2 番は 32 番に統合されるのかなと思うのです。2 番は今まで本人特定できるいちばん最初の情報だと思うのです。32 番ができたのだったら 32 番に統一して 2 番は要らなくなるのではないかと。あるいは 2 番のほうに受給者個人番号と入れて、2 番と 32 番は重複するのではないかと。その辺の関係性がちょっと分からないのです。
高齢者在宅サービス課長	2 番と 32 番の関係ですが、2 番については個別に高齢者のサービスがいろいろあるわけですが、事業毎に決定番号をとっているということです。32 番は、事業毎の決定番号のほかに個人コードをその後に付けている番号として管理している形です。
委 員	ということは、2 番については、例えば 24 時間安心ヘルプ事業とか、緊急ショートステイ事業という事業別の番号と解釈していいわけですね。それで 32 番はそれをひっくるめて、全体的に何番と。だから、番号としては 2 つできるわけでしょう。そういう解釈でいいわけですね。
高齢者在宅サービス課長	はい。
会 長	どうも、ちょっと違うみたいですね。
委 員	こういうことではないでしょうか。2 番の番号というのは、要するに、最初に受給したときの番号であって、32 番のほうは、その人たちが事務者毎の番号で付けていっているというか、どちらが元の番号なのですか。
高齢者在宅サービス課長	32 番は個人を特定する番号という意味合いで、それに 2 番の事業毎の決定番号をくっつけていくイメージです。2 番はあくまでも事業毎に決定したときの番号です。32 番は、その番号に個人コードをぶら下げたというイメージの番号です。
委 員	そうすると、32 番のほうはベースになる番号だと。
高齢者在宅サービス課長	そうです。

委 員	その番号の人が何かの事業をやったときには、事業者毎の番号があるから、そこへくっ付けていくということですか。
高齢者在宅サービス課長	受給者によっては、そういった事業を複数、いろいろなサービスを受けている方がいますので、必ずしも1人が1本ということではありませんので、その発生の都度、そういった番号を付番するというイメージになると思います。
委 員	もう少し具体的に実際の番号で示したらどうなのですか。
情報システム課長	32番、あと15～24番までのいわゆる受給者個人番号というものは、住所と名前と生年月日等の、そういう情報を持った番号です。2番の受給者番号は、おむつの支給などの事業を受けている順番に付けている番号です。それをリンクさせて、あと事業コード、1番と2番と3番をくっ付けて、例えば阿佐ヶ谷南1-15-1に住んでいる何とかさんは、この中で、おむつの支給をしているとか、ほかにもこれも受けていますとか、支払いのときに必要なもので、そういった番号で管理をしているものです。事業ごとの受給関係の番号が2番。住所と氏名の番号が32番、それと受給者の番号でどの事業を受けているかということ特定していると。
委 員	分かったようで分からない。黒板でも持ってきてやってもらわないと。
委 員	2番には、例えばAさん、Bさんという個人が特定されるものが、その受給者番号を見れば出るわけですね。先ほど課長から事業別にとすると、17-1番という形の番号ではないですね、これは。2番は本人が特定できれば新たに32番は設ける必要はないと思いますが。
情報システム課長	32番を今も使っていて、2番を使っている所は、2番自体に住所や名前のデータが入っているというわけではなくて、この番号は、例えば、おむつの支給をしている方が1番の方、2番の方、3番の方という形で入ってきていて、その方の個人番号は32番ですというデータのとり方をしているので、それで32番を見ると、そこに住所と名前が入ってくると。2番で全部、住所、氏名まで管理しているわけではありません。
委 員	そうすると、2番というのは、例えばオムツの申込み者で3番目に申し込んだ人とか、緊急システムでは5番目に申し込んだ人、という番号だということですか。
情報システム課長	そういう番号です。
委 員	32番で全部統一できるような感じがするのですが。
会 長	複数のサービスを受けている場合には、いくつもあるということですか。
高齢者在宅サービス課長	2番については、仕事を進めていく上にあたって、検索をする必要がありますが、そのときに事業から検索をする場合は2番から検索をするということです。個人から検索をする場合はこの方はどういうサービスを何種類ぐらい受けているのか、32番から検索をするということで、利用の使い方が違うということです。
会 長	その場合、サービスが単数だったらいいと思いますが、その人が4つも5つも受けた場合、受給者番号が4つも5つもあると特定できないのではないですか。
委 員	全体を管理しているものはないのですか。
高齢者在宅サービス課長	受給者個人番号で、どういうサービスをその方が受けているのかということは、仮に複数だったとしても、これは検索できます。
会 長	出てくるわけですか。そうすると、16番の理髪とか、17番の寝具とか、18

	番の緊急というのは、1人の人が受けていたりしますよね。そうすると、理髪サービスの受給者個人番号というのは、その理髪サービスを申し込んだ場合の順番で、理髪サービスは10番だったと、ところが寝具のほうは100番、緊急システムは5番だったという場合には、番号の付け方はどうなるのですか。
委員	たとえば、Aさんという区民がいると。この人はどんなサービスを受けているのか、Aさんで検索して、この人がどんなサービスを受けているのか、Aさんの中で個々のサービス、番号があって、それをインプットするとドット出てくるのではないかと単純に思っているのです。いまですと、これは事業別ですが、そうではなくて全体に1区民がどういうサービスを受けているのか検索するときのシステムは、本当ならば受給者個人番号というのはもっと前にあって、区民本位から見ると、そういうデータが管理されているのかなと思うのですが。
委員	何で2つ必要なのかということ、わかりやすく説明できないのでしょうか。一般の区民に対してわかりやすい説明ができないことが、私はすごく不思議なのです。
委員	多分1番と2番というのは、役所で使っている情報であって、一覧表みたいな形で出てくるわけでしょう。紙オムツの1番は誰々、2番は誰々と。そこで分ければ、もしかしたらよろしいのではないかと。
区長室長	このように理解していただければ、と思います。この1番からの順番は、最初にこのシステムを作ったときに時系列的に事業コード、受給者番号、電話番号ということで作っており、今まではオムツはオムツ、理髪サービスは理髪サービス、それごとに管理していたわけです。ところが、それですと非常に複数にまたがることから、32番が出てきたわけです。最初からそういったいくつもの事業ではなくて、統合したシステムでしたら、本来ならば32番が1番か2番に来て、福祉の行動みたいな形になるのですが、これはいま新しく入力記録票の項目として出てきましたので、時系列的な順番として32番ということで、登録されたわけです。その受給者個人番号が、オムツから家事付き添いまでのサービスを受けている人に付番される個人番号なのです。ですから、この個人番号を見れば、いまは利用しているサービスの人の立場から見れば、これらの事業はどんなサービスを受けているのか、これでわかるように統合化されました。もともとは、それぞれのオムツ事業、あるいは理髪サービス事業、その番号の1番、個別で全部管理したのを、今度は福祉サービスで1本にして、32番は個人の番号になったとご理解していただければと思います。
委員	いまの説明は非常に明快なのですが、明快だけに、また疑問が出てきたのは、例えばオムツだけに限って言えば、2番と15番のオムツは同じ番号が付けられていたと。いま室長のご説明だとイメージが沸いてくるのですが、その辺はどうなのですか。
情報システム課長	2番は、サービスごとの受給者の決定番号です。要するに順序で、例えば私が1番目に登録したら、オムツの受給者の通しの1番目、この人だったら2番目ということで、その事業ごとの個人の番号はさらに受給者の個人データを検索する番号は15番の個人番号というのはあったわけです。
委員	そうすると15番は、先ほど情報システム課長がお話のとおり、一連番号で機械で自動的に付けていったと理解していいのですか。
情報システム課長	そうです。

委 員	2番は決裁が終わって、支給が決定した、いわば支給決定番号みたいなものですね。
情報システム課長	そうです。
委 員	例えば私がオムツ支給と理髪サービスを受けていたとして、オムツの事業コードが15番で、オムツの受給が5番目だとすると、事業コードが15番の受給者番号は5番。もう1つ、理髪サービスは事業コードが16番で、10番目だったとすると、受給者番号が10と、2つのナンバリングが出てくるということですね。
情報システム課長	はい。
委 員	索引を作るときにはどうやってまとめるのですか。
情報システム課長	15番から24番までのサービスの受給者個人番号については、住所と名前のデータを持った番号です。2番は、事業別の決裁順の番号が付番されている。ですから、いまオムツ受給者個人番号と、もし16番の理髪サービス受給者個人番号の両方を受けている方は、ここは同じ番号が管理されている。いまも項目上、10項目ほどありますが、同じコードで使っていたと。そうしないと、住所・名前が電算記録の中にありませんので、受給者個人番号が住所と名前のキーになっている。
委 員	2の受給者番号については、いまのケースだと2つ付くということですか。
情報システム課長	そうですね。事業を2つ受けていれば、2つ付くと。
会 長	全部同じ番号なのですね。15の5と、16の5というのは。
情報システム課長	そうですね。
会 長	その5というほうが、決定番号になるのですか。
情報システム課長	私が15と16のサービスを受けていると、私が0001番であれば、15番でも16番でも0001番で、受給者番号はまた事業ごとに別の番号が付くと。
会 長	なんかわかったような、わからないような。
委 員	32番の受給者個人番号というのは、1人の人に1つしかない固有の番号ですか。
情報システム課長	そうです。
委 員	その番号の付け方というのは、申請した順番に付いていくとか、付け方は決まっているのですか。
情報システム課長	もうすでに区民の方には、データ整理順に一応番号がありますので、その番号を利用させていただいています。
会 長	先ほどの説明とちょっと違いますけれども。
委 員	最初のほうは、絶対番号でお尻からどんどん機械で自動的に付けていくというご説明だったと思いますが、違いますか。違うとなると大変なことになります。
会 長	ちょっと待ってください。いまの2つ回答があるわけですよね。絶対番号でいくのか、別なものを流用するのですか。
情報システム課長	この32番も、15番から24番も、いわゆる区で付番をしている中で持っている住基台帳の番号を使っております。
委 員	15番から24番までは、もう消してしまっているのだから、入れると聞いているほうが頭がこんがらがっちゃうのです。だからそれはしないものにして、32番の説明をしてもらいたいのです。
情報システム課長	32番については、住民1人について1個の番号を付番しているものです。

委 員	順番は、絶対番号で。
情報システム課長	住民になった順番で、付けていっているものです。
会 長	現に付いている番号を流用するわけですね。
情報システム課長	そうです。流用しているだけです。現在のところも、その番号を使っていますが、ただ表記上はいろいろな事業で使っているような形になってはいますが、実態的には1つの番号なので、今回整理をさせていただいたものです。
委 員	確認しておきたいのですが、従来オムツや、15番から24番は重複しても何しろ、とにかく絶対番号を機械で振ってきたと。そういうふうに理解すればいいのですか。
情報システム課長	機械上にある番号を使っている、というご理解をいただければと思います。
会 長	それはどういう意味ですか。
情報システム課長	機械上で付番されたものを流用している。
委 員	ちょっと違うんですね。絶対番号というのは、要するに後ろからどんどん付けていくというのが、私のイメージなのですが、あるものというの。
情報システム課長	あるものを使っていると。
委 員	数値表から引っ張ってきて、ランダムに乱数的に付けるとかということではないのですか。
会 長	すでに付いている番号ですよ。
委 員	住基ネットの番号ですか。11桁とおっしゃったですよ。
情報システム課長	住基ネットの番号ではございません。住基ネットの番号は、全く使っておりませんし、いま杉並区は住基ネットには接続しておりませんので、その番号自体どうなるか、まだ分からない状態だと思います。
委 員	しかし登録はされているではないですか。
委 員	いま言ったように、住基ネットは使っていないのですが、この受給者番号というのはどうやって選んでくるのですか。
情報システム課長	これは以前から説明させていただいているところですが、住民票の管理におきましては、区の内部で番号を付番しています。これがいわゆる他のシステムでも使っている個人番号と言われているものです。他の電算の記録入力表でも、よく出てくる番号ですが、これは住所・名前がリンクしている番号です。それを今まで15番から24番までの事業、オムツの受給者、オムツの支給から家事付き添いサービスの支給までの、実際にはその番号を使っていたのですが、ここの表記に個別に入っていたと。それを今回1つの受給者個人番号32番にまとめたものです。ですから、実態として電算上の管理が、この修正によって、いままでバラバラの番号を使って管理していたものを、統合して管理をしていこうということではなく、いまは15番と18番を受けていけば、受給者個人番号は同じものが使われている。ただ、電算記録、入力記録票の表記の仕方を今回整理したということなのです。実態的にはもともと受給者個人番号というのは、区の内部で付番している住民基本台帳上を電算処理するための整理番号です。
会 長	その最初の説明はわかったのですが、終わりのほうになると、32番の「受給者個人番号」と「受給者番号」というので、「個人」が入っているか、入っていないかですよね。そこが混在してしまっているのです。ですから、15番から24番までは、従来ともに、管理上区で区民全部に番号を振っているわけですね。それはあるだろうと思うのですが、その番号で仮にオムツならオムツをやった

	<p>場合には、15番の事業のところに、住民の持っている番号を振っていたのですよね。今度はその人が緊急時通報システムを受けると、そこへまた18番何とかという番号を振っていたと。それをもう全部やめてしまって、32番1本にして、そうすると32番を引くと、この人が15番と18番を受けていることがわかるように簡便になったと。だから、15番から24番みたく、個別にいちいち15番の何番、18番の何番ということは、もうやらないということなのでしょう。違いますか。</p>
情報システム課長	<p>15番から24番も、利用サービスで受給者個人番号と言っていますが、もし15番のオムツの支給と、利用サービスを受けているときには、同じ番号を利用しておりました。</p>
会 長	<p>いままでずっとそれでやってきたのですよね。だから、その事業ごとのものを取りはらってしまい、事業番号から受給者個人番号を引くと、この人はオムツや緊急時システム、理髪を受けているのが、検索する側からすればわかるということですよ。</p>
情報システム課長	<p>処理自体が変わるわけではなくて、単にこの記録票の項目の整理をさせていただいたということです。いままでいろいろあったものが、1つの番号に整理をしたということです。</p>
会 長	<p>そういう説明をしてもらえれば、わかるのです。しかしもう1つは、受給者番号はいらなくなるのではないですか。</p>
情報システム課長	<p>これは先ほど室長からも話がありましたが、事業別の決裁をした順に、番号を付番しているだけのもので、全然個人の特定とか、そういうことには関係ない番号なのです。</p>
会 長	<p>そうすると、受給者番号という表現がおかしいのではないですか。決定番号とか何とかいう。</p>
情報システム課長	<p>確かにその辺は誤解を招きやすい表記だと思います。</p>
委 員	<p>24時間安心ヘルプ事業そのものが、これは最近できたものですよね。</p>
情報システム課長	<p>今年度できたものです。</p>
委 員	<p>こういった姿勢でやったのは、東京都や消防庁で10年ぐらい前から、1人暮らしの方に対してこういう制度はあったので、これは特定の人しか持っていなかったもので、今度区でやろうということで、今度取り入れたものであって、申請する人の新たな人たちが32番というのではないのですか。</p>
情報システム課長	<p>先ほどご説明が舌足らずだったかもしれませんが、15番から24番までありまして、今回2つの事業を追加することと、受給者番号については1つにまとめさせていただいたと。これは表記上、電算入力記録票で、今までも15番から24番という項目にはなっているのですが、実態的に記録しているのは1つの番号になっています。2つ増えてもその事業を、事業コードを増やすことにより、電算上識別をしようということなんです。</p>
委 員	<p>24時間の介護を受ける人たちの特殊な番号ではないのですね。</p>
情報システム課長	<p>そちらのほうは、事業コードなり、24時間の受給者番号のほうで、どの事業を受けているかを確定しているのです。</p>
区長室長	<p>受給者番号というものは、受給者個人の番号、決定番号ですから、本来ならば個人情報の項目かどうかというのは、ちょっとデリケートなところはあるでしょうね。</p>
会 長	<p>関連して、8頁のほうはわかりやすいのです。1を見ると、老人保健法医療</p>

	証受給対象者個人番号になっています。これですと、決まってそのナンバーが付いているのだなということになります。11頁の2の受給者番号は、全く抽象的な表現ですからわからなくなる。 もう少し、きちんと説明できるようにしてほしいと思います。それではよろしいですか。他にありますか。
委員	諮問 20 号の 1 頁の中段辺りで、電子データで受け取るという、この受け取りですが、これは記録媒体で受け取るのか、インターネットのオンライン上で受け取るのかお聞きしたいです。
職員課長健康担当係長	電子媒体で、フロッピイになると思います。
委員	12 頁の 32 番の受給者個人番号は、杉並区に転入してきたときには、もうその番号が実は表には出ないが決まっているものなのですか。
情報システム課長	転入届を出した時点で、番号が自動的に決まるというものです。
委員	転入届と言うと、全区民にこの受給者番号が付くという意味ですか。転入者には全部。
情報システム課長	はい。整理上付けている番号です。
委員	全区民に付く受給者個人番号ですか。
情報システム課長	受給者個人番号ではなくて、これはこのシステム上で使う番号なのですが、全区民に付いている番号を使用させていただいていると。
委員	住民基本台帳の番号を使用していると。
会長	そういう説明でしたらわかります。他にございますか。
委員	いまの 2 番の話ですが、名前を変えるという条件で了解したいと思うのですが。
区長室長	この受給者番号につきましては、今日のご議論の中で、特定の個人コードみたいなものと誤解されたところもあろうかと思しますので、次回以降少し整理して提出したいと思います。
会長	よろしいですか。それでは、いろいろと質問が多々あったわけですが、諮問第 20 号、第 21 号、第 22 号は決定ということではよろしいですか。
(異議なし)	
諮問第 23 号、報告第 11 号・諮問第 24 号	
会長	次に諮問第 23 号、報告第 11 号・諮問第 24 号をお願いします。
情報システム課長	諮問第 23 号について説明。
法規担当課長	報告第 11 号・諮問第 24 号について説明。
会長	ただいまの説明について、ご質問はございますか。
委員	24 頁に「ボランティアを派遣し」という下りがありますが、これは学務課から派遣することなのですか。25 頁に記録の内容の項目で「メールアドレス」とありますが、これはない人は収集できないということなのですか。ボランティア登録をするのに、個人情報がなくともいいものを収集しているような気がするのですが、生年はよいとしても、月日とか、年齢、勤務先、所属学校名は、収集しなくともいいような気がします。収集する根拠をおっしゃってください。
学務課長	1 点目、2 点目については、ご指摘のとおりです。その上で 3 点目ですが、例えば大学のサークルなどに登録の対象になるような学生さんをお願いしたりすることもあります。その際、連絡先としてこのような情報も集めさせてい

	ただければと考えています。
委 員	いまの関連ですが、特技や資格と書いてありますが、これはどうしてこんな要件が必要なのですか。
学務課長	例えば教員免許をお持ちの方ですと、より介助能力もあるということで、資格などについても、我々はできれば把握させていただければと考えています。
委 員	特技のほうは。
学務課長	介助される中学生が男子生徒などの場合、体重もあり、場合によっては介助される方の体力が必要な場合もあります。そういうときに、体育会系出身の方など、より適当な方を配置するためにもそういった情報を集めさせていただければと考えています。
委 員	先ほどの質問と重複しますが、生年月日や年齢は言いたくないという人の場合は収集しないのですか。それから、ボランティアの登録期間は年度末までとなっていますが、この時点では記録は消去するのですか。
学務課長	前段のご質問ですが、これは本人収集ですので、ご本人が登録したくないということであれば、これは登録しないことになると考えています。また、年単位で登録することになっていますので、年度が終われば消去いたします。
委 員	24 頁ですが、「データの管理をスイッチパソコンで」と書いてありますが、スイッチパソコンはどんなものなのですか。
情報システム課長	スイッチパソコンというのは、杉並区の庁内LANに接続されているパソコンで、いま 2,650 台ほど設置されています。
法規担当課長	27 頁の参考資料「ボランティア実施要綱」ですが、第 6 条第 1 号に、「第 4 条各項に違反・・・」とありますが、これは「前条各項」に訂正をお願いします。
委 員	介助ボランティアのキャリアのある人の名簿などはある意味で区民の財産だと思うのですが、単年度で終わってしまったら消去しますよ、とおっしゃいましたが、そういう点とももちろん個人の情報との兼ね合いですがどのように考えていますか。
学務課長	これは難しいところもございまして、ボランティアの生活状況も変わってくる場合があります。例えば、大学を卒業したりすると、なかなかボランティアも継続しにくい状況も出てきます。ですから、単年度単位での情報収集ということで、まず始めさせていただきたいと考えています。
会 長	他にありますか。それでは諮問第 23 号、諮問第 24 号は決定、報告第 11 号については、報告を受けたということにさせていただきたいと思いますがよろしいですか。
(異議なし)	
諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号	
会 長	次は諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について、一括して説明をお願いします。
法規担当課長	諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号について説明。
会 長	ただいまの説明についてご質問等はございますか。
委 員	32 頁いちばん上の個人情報の項目で、15)に身体障害者手帳と書いてありますが、障害者全体の手帳になると思うのですが、身体は入るのですか。
障害者施策課長	これにつきましては、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害の方ということで、ここは身体障害者手帳ということになります。
委 員	わかりました。12)から 16)まではアイプラザだけということですね。

障害者施策課長	はい。
委 員	わかりました。
委 員	29 頁の産業商工会館についてですが、いままであまり使われてこなかった「指定管理者」という言葉が出てきています。いままでの管理者は施設及び設備の維持管理に関する業務が主だったわけですね。今回初めて、指定管理者が、区内の産業振興に関する事業の企画を実施、という文言が入ったわけですね。そうすると、将来、杉並区内でも高円寺会館を通して管理者などの制度が多分出てくるかと思いますが、その指定管理者が意思を持って企画実施する事業がこれに初めて載っているわけですね。いままでは、設備の維持管理が主だったわけですが、今後は産業振興に関する企画事業実施の予算など、より一層人間味のある要素が加わる形になるのでしょうか。
産業振興課長	現在、運営協議会は、商工会議所、杉並区商店会連合会、産業協会、農協の方で構成されています。会館の管理、運営は委託で行っておりますが、条例上は事業もできるようになっています。例えば、講堂を使って講演会をやることもできるのですが、いままではやっていなかったのです。これが指定管理者ということであれば、部屋が 100%使われていけませんので、今後は積極的に集会室、講堂を使ってセミナーや講演会を開くなど、自主事業という形で是非やってもらいたいと思います。
委 員	管理者が指定され、管理者が企画をするということは大変な革命的というか、いままでの行政になかった言葉です。例えば指定管理者がどうしてもこういうことがやりたいが、これだけの予算がかかると。この場合、今度産業振興課との関係はどうなるのですか。予算はどうなりますか。
法規担当課長	所管課長の回答に少し追加させていただきたいのですが、産業商工会館としては、あくまでも公の施設として、区の設置条例がありますので、設置条例の目的、枠の中でということですから、指定管理者が勝手に条例の枠を飛び出して何でもできるということではありません。まず、条例としての制約が 1 つあります。 もう 1 つは委員がおっしゃったように、今回の指定管理者というのは、民間事業者のノウハウとか、民間事業者の持つ知識、経験、ノウハウも含めて、直営よりも、それ以上のサービスを提供することを眼目として指定管理制度を導入することになっております。 また、体育施設などがそうですが、新たにそういうことをやるときには、条例の枠内であれば、指定管理者の判断によりますが、疑義のある場合については、当然、区ないしは教育委員会と協議を行うことが前提になっております。
委 員	わかりました。結局、区役所の行政の範囲内と、または教育委員会等と話し合いをしながら、こういうことがやりたいと、では、こういうことはいいですねと、そうやって管理、運営をしていくという解釈でいいわけですね。
法規担当課長	はい。
委 員	それはとってもいいことだと思います。ただ、あそこの産業会館には杉並区の素晴らしい財産というか、檜舞台があるのですが、まさにゴミ扱いですね。私、文化交流協会の事業で使ったときに、何ともったいない檜の舞台だと思ったんですね。ああいうものを活かして、指定管理者の方が気付いてくだされば、区の財産ですからね。そういう意味で、企画事業の方々がそこにある財産を、これから高円寺会館も多分そうなるかと思いますが、それをどう活かす

	か、区民にどう貢献するか。それを実行していただければ、これは素晴らしいことだと思います。
委員	同じく 29 頁の区内の産業振興に関する事業の企画、実施という項目についてなのですが、いままで区内の施設を借りようと思っても、「さざんかネット」ができてから、なかなか部屋を押えられなくなってきています。今度、この管理者がこういう企画を実施することになると、更に借りにくくなってしまいます。100%の稼働率というのはあり得ないはずで、1カ月か2カ月前に部屋を押えてからでない、催し物の企画ができませんから、これは区民にとってはとても困ったことになるのですが、区は利用状況の現状をどう考えてこういう施策を考えられたのでしょうか。
産業振興課長	例えば、産業商工会館の講堂は、150 から 160 名入るのですが、ここは意外と利用が多くないんですね。稼働率は 50% ぐらいです。そういう意味では、比較的使われていない所を指定管理者が有効に活用して、区民を対象にいろいろなセミナーなどを開催して産業振興を図るということで、いま以上に利用の制限をしたり、区民利用を圧迫してまで行うことは考えていません。
委員	稼働率 50% というのは高い稼働率だと思います。実際に、3 階の講堂はなかなか借りられないんですね。だからこれ以上企画を増やされると、もうちょっとスペースを増やすなどの手だてがない限り、私たち民間の活力ある活動が制限されるので、ちょっと考え直してもらいたいなという意見です。
委員	29 頁の 21) から 31) は、講座等の講師の方の個人情報ということなのでしょうか。例えば、指定管理者が開く講座というと、自主的に借りた人が講座を開く場合が多いと思うのですが、そういうときに発言内容、会議録などが指定管理者に行かなければいけない理由がわからないのですが、これは 3 つとも同じです。もっと区民が自由に活動できるようにということでそういう施設があるわけですから、こういうものを何で管理しなければいけないのか。例えば、講座の講師にしたとしても、学歴、経歴、要望したい発言内容は取り消す必要があると思うのですが、いかがでしょうか。
法規担当課長	少し誤解があるようです。前提ですけれども、区民の方が申し込まれて使われる場合には、場を提供するわけですから、そこで講座を開かれようが何しようが、区がやるわけでも指定管理者が主催するわけでもありませんので、そういう個人情報は一切収集もしませんし、関知するところでもありません。 あくまで、区ないし指定管理者が実施する場合のものに限定しています。また、講師の情報、それから、セミナーなどの申込者もありますので、両方の方の個人情報が入ってくるということです。
委員	それはきちんと明記されているのでしょうか。
法規担当課長	明記というのは。
委員	指定管理者の方がそれを拡大解釈することがないように、きちんと明記していただかないと。
法規担当課長	条例でそういう基準を定め、区議会の議決も経ての条例ですから、その中で大きな項目を定めます。それに基づいて、条例事項で協議もしなさいとなっていますから、協定も定めます。協定に基づいた細目があり、細目に基づいてそれぞれ細かい情報公開のもの、個人情報の収集のもの、苦情処理の問題等について規定しています。それを欠いたときは指定管理を解除する場合がありますし、そういうことはあり得ないものと考えております。

委 員	そうすると、講師の方にもこれはこういうことです、と事前に了解事項として伝えるわけですね。
法規担当課長	もちろん、区の場合は条例ですけれども、4月から個人情報保護法も施行されていますので、個人情報については何のために、こういうことで収集しますと、ご説明して了解をもらいます。それがなければ個人情報の収集ができないことになっておりまして、これは指定管理者も同じです。
委 員	同じく、指定管理者はこれから区民の企画などに使ってもいいとか、駄目だとかはどのようになるのかなと考えるのですが、これまでの区のやり方と基本は同じだと考えてもよろしいのでしょうか。
法規担当課長	先ほどから申し上げておりますように、条例が公の施設の基準ですので、条例に使用できる範囲、またこういう場合はできないという規則に基づいて、公の施設それぞれの基準がありますので、今般、指定管理者が指定されれば指定管理者が利用承認等はできますけれども、それは指定管理者が恣意的に行うのではなくて、あくまで条例規則に基づいた基準、協定に基づく細目に則って運用されるということです。
委 員	ということは、これまでと同じように、利用者としては使えると考えてもいいということですね。
法規担当課長	はい。
委 員	それからもう1つ、例えば、指定管理者に対して利用者が苦情を言いたい場合は、東京家庭学校に苦情解決委員会の設置要項などに基づいて、苦情を入れたと思うのですが、苦情を申し立てた人の秘密が守られるような項目が、こちらの東京家庭学校のほうにはありませんでしたが、あの人が文句を言ってきたから次から貸さないとか言われることのないように、そういうところも何か考えていただけるのでしょうか。
法規担当課長	すべての指定管理者が東京家庭学校と同じということではありませんけれども、基本的には同じ流れになります。苦情を申し立てたこと自体が、申立者の個人情報ですから、当然、苦情であったとしても個人情報として保護されます。また、東京家庭学校は第三者委員会というのを設置しておりますが、すべての指定管理者がそこまでするかというのと、そこまでは要求しておりませんので、苦情申立の処理の仕方は、それぞれ指定管理者に委ねられているわけですが、公平に、適正にやっていただきたいと考えています。 もう1つは、区の個人情報保護条例の中で、当然区としても、指定管理者に対する指導、助言を行っていきますので、苦情処理の解決についてはそういう心配はほとんどないと考えております。
委 員	質問ではないのですが、いろいろ聞いていると、指定管理者ということで区以外に情報がどんどんいくということで、不安を感じる区民も多いと思いますが、そういう点で、セキュリティーとかいろいろ書いてありますが、本当に守られるように、指定管理者の審査を慎重にやってほしいと意見としてお願いしておきます。
会 長	その点は、条例改正の区議会で大いに議論していただきたいところです。
委 員	あえてお願いしておきたいと思います。
委 員	同じ趣旨なのですが、指定管理者が取り扱う個人情報について諮問の登録票のような形で承認すると、29頁で言えば1) から 31) まで全部、お墨付きがついたような受け止め方をされると、指定管理者がここから自由に取っていく

	<p>可能性があるのです。本来は何番から何番まではどういうケースのときに、という制限があるのですけれども、これは従来、区の実施機関がやられたときはそういう見解できちんといつも管理されてたからよかったです。指定管理者はやや遠くなりますので、ここの解釈ですね、フリーパスでやられると、個人情報の管理がいいかげんになりますので、条例規則等でやられるにしても、相当指導を強化して、個人情報保護について監視するというのは言葉がちょっときついのですが、十分留意していただく必要があるのではないかなと感じます。</p>
委員	<p>特定ということに私どもはこだわるのですが、やっぱり主体がないものから、誰の何の情報という特定、つまり、制限がないものだから、今日これを承認するにしても、具体化するときに、誰の情報だというのが指定管理者にわかるようにしていただきたいと思います。質問と言うより、意見になりますけど。</p>
委員	<p>私も同じように、いままでここの産業館なり施設をお借りするときに、書き込んだり説明したりしなくても済んだことまで、書き込んだり聞かれたりしなければいけないということであれば承認できませんので、これまでと同じ範囲で利用が確保されるように、きちんと文言で記していただけるようにという条件付きで了承いたします。</p>
会長	<p>それは当然書き分けるわけでしょ。</p>
法規担当課長	<p>公の施設ですから、先ほども言ったように設置条例、規則もありますし、それから細目も、区と指定管理者で協定も結びますので、ご心配はまずあり得ないと考えております。</p>
会長	<p>いろいろと委員の方はご心配もありますので、その点はきちんとしてもらいたいです。</p>
委員	<p>諮問 25、諮問 26 と諮問 27 はいま置かれている状況が違うと思います。例えば諮問 25 で、先ほどありましたが、現在の運営管理は運協、商連、農協で、ここの諮問 25、諮問 26 には、施設の指定管理者の公募ということがないわけですね。そうすると、例えば産業館の場合は、運協が指定管理者になるのか、あるいは、この3つの中からどれかになるのか。あるいは、3つとも手を挙げた場合に、それぞれの使い方の中身が違うので、それぞれが会ごとに、利用されているようなところが、いわゆる、区分的に指定管理者ということになるのか、その辺がいまひとつよくわからない。</p> <p>例えば、商連の使っている所を第三者が使いたいと言っても、なかなかそれを使えない実態が現実にあるわけで、いまそういう作りになっていないわけですね。産業館の指定管理者というのが、公募はしないのだけれども、いま言った管理になっている。あるいは、借りて運営されているという状況の中で、どういったところが指定管理者の対象になるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。</p>
産業振興課長	<p>指定管理者につきましては、いま委員からお話があったように、産業商工会館の場合は運営協議会というのがあり、これは区内の三団体、商工会議所、商連と産業協会、それと農協も入っており、その産業団体で構成される運協というのは、いままでの実績もありますし、いろいろな経過もありますので、それを踏まえて、産業振興のためには好ましいということで、指定管理者にしたいと考えております。2階の団体利用室は、それぞれ目的外使用ということで商</p>

	<p>工会議所、商連事務局、産業協会事務局に認めていますので、団体の利用料という区の収入として求めていく予定です。</p>
委 員	<p>そうすると、場所によって管理区分は違ってくるということですか。</p>
産業振興課長	<p>そうですね。2階の団体利用の3団体の所は、当然、一般区民が借りることはできませんので、3階の講堂、1階の展示室、地下の集会室は一般の区民も利用できるということで、その部分の使用許可の権限、あるいは、利用料の徴収は指定管理者が行うということです。</p>
委 員	<p>指定管理者にする予定の所は運協ということですか。</p>
産業振興課長	<p>そうです。</p>
委 員	<p>わかりました。その辺の条例が改正されて、年明けの議会で、こういう経過の中でそこにするんだというのが出てきて、議会で承認される形になるということでもいいですね。</p>
産業振興課長	<p>はい。</p>
委 員	<p>それからもう1つは、諮問第27号のスポーツ施設なのですが、いろいろな施設を、これまでの委託から指定管理者にするということで条例が通過したわけですが、公募とありますが、上井草のスポーツセンターについては公募だと聞いていますが、仮に公募によって、民間の株式会社とか、スポーツ関係の団体がいろいろありますよね。そういう所が入ってきて、そこが指定管理者になる可能性もあるわけですよ、仮になった場合に、民間の所と、それから、いまやっているスポーツ振興財団が、例えば2番以下の体育館、高井戸の温水プールまでの管理をするとなった場合に、情報の行きき、民間と準公的施設みたいな所が、両方とも指定管理者という名前が変わってしまうわけですが、使い勝手の問題で、申し込んだときまだ空いてますよとか、そういうことがありますよね。そのときに、民間と、いままでのスポーツ団体、今度もし指定管理者となれば、そことの間で情報のやりとりが当然起こるであろうと。また、なければ、区民は使い勝手がよくないだろうと。この管理する場合の条件も少し違ってくるのではないかなと思うんですね。その辺はどういうふうに考えているのか、説明をしていただけたらありがたいと思います。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>上井草スポーツセンターについては公募、提案型のプロポーザル方式であり、34頁の2番から8番の施設についてはスポーツ振興財団にお任せするというところで条例改正をしているところです。「さざんかネット」につきましては公募をし、決まったところで同じようにやっていただく予定でありまして、申し込みの方法については、区民にご不便をおかけしない方法を取りたいと思います。</p> <p>それから、実際に運営してからの施設同士の差、いい意味では差が出ていただきたいと思っております。と申しますのは、民間の活力の導入ということで、いろいろなサービスの向上を図りたいと思っております。ただ、基本的なところでは、あまり差がついてはいけない部分もあります。それについては、社会教育スポーツ課が中心になって、年に数回は連絡会等を設けて、区民サービスがあまり不公平にならないようにしなければいけないと考えています。</p>
委 員	<p>もう1つは、いろいろなクラブがありますよね。例えば、水泳クラブとか、そういうところが年間を通じていろいろしたいので、いまだと使う予約というのが一定数ありますよね。そういうことについても、例えば民間が入ってきた場合、従来型の使い勝手ができるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。</p>

社会教育スポーツ課長	基本的には現状の使い方ができます。私どもとしては、それにプラスアルファの、提案型ですからこれからどういう提案を出してくるかわかりませんが、区民サービスの向上が図れるような公募を期待しています。
委員	指定管理者が扱う個人情報の保存なり、削除はいつまでになるのですか。
社会教育スポーツ課長	指定管理者についてはどういう団体がやろうとも、基本的に個人情報は、条例上もきちんと定めておりますし、規則でもきちんと触れています。それから、指定管理者の場合、協定というものがあります。その中でも、個人情報はきちんと扱ってくださいと。もし、その扱いにいろいろな不備があって、問題が起きれば、基本的に指定管理者は解除ということもあろうと考えておりますので、その意味では、個人情報については厳しい対応で、きちんとやっていただきたいと考えております。
会長	罰則があるわけですね。
社会教育スポーツ課長	罰則というか、指定解除もあり得るということです。それについては、その場でまた検討しなければいけないのですが、そういうこともきちんとやっていかなないといけないと考えております。
委員	ですから、使った人の個人情報を集めたものの保存はどれぐらいか。スポーツ施設ばかりではなくて、ほかの諮問 25 と諮問 26 もそうなのですが、どれぐらいまで保存したり、使い終わったら削除になってしまうのか。
法規担当課長	まず1つに、指定管理そのものが解除されれば、指定管理に必要な個人情報ではありませんから、すべて区に返していただきます。それから、個人情報保護についてはそれぞれ保存年限がありますので、それに基づいて、区と同じ基準にしていきたいと思えます。
委員	意見です。産業館の団体が指定管理者になったら、独自に事業を企画、実施するというのは直していただきたい。とにかく、あそこは借りられないですから。
産業振興課長	先ほども申し上げましたが、100%の利用率までは、目標としてはありますけれども、やはり、施設を有効に活用してもらいたいという思いはありますので、いま現在 50%という利用率であれば、なるべく、指定管理者が事業を行ったり、いろいろな人に使ってもらって、なおかつ有効活用をしていただきたいと思えます。そんなに毎日やるわけではありませんので、空いている所をうまく活用して、事業展開を考えていきたいと思っています。区民の利用を圧迫するところまでは考えておりません。
委員	50%というのは、午前も午後もひっくるめてですよ。
産業振興課長	そうです。
委員	夜だけで見るともっと高いのではないのでしょうか。
産業振興課長	いま手元に資料がないのですが、2カ月前、3カ月前であると、講演会をやるにしても、募集の期間が結構限られますので、そんなに利用は高くないです。
委員	夜は高いんです。
会長	利用については、ここで議論してもしょうがないので。
委員	でも、50%だということが管理者の企画実施の根拠でもあるわけですよ。
会長	いや、問題は地方自治法が変わって、区で直営ができなくなったところから指定管理者制度ができたわけで、ですから、区が独自に指定管理者でやって金儲けをしようというわけではないんですよ。だから、その辺のところをちょっと考えていかないと、ただ、区民の側としては使い勝手のいい施設がい

	<p>いわけで、あるいは、それ以上にもっと効率よく、しかも、区で財政的に若干寄与できるぐらいまで、うまくこの施設が運営できればいいわけて、それは皆さん望んでいるところであろうと思うのですが。そもそも、この指定管理者制度というのは、自治法が改正されてできたというのは国会の問題ですから。</p> <p>ほかにございますか。なければ、諮問第 25 号から第 27 号は決定でよろしいですか。</p>
(異議なし)	
会 長	<p>それでは、ただいまご審議いただいた諮問事項につきましては、ここで一括答申していきたいと思ひます。答申案分をお配りしますので、内容のご確認をお願いしたいと思ひます。</p>
委 員	<p>先ほどの条件付きでとか、意見として付け足したいというのがいくつか出ているのですが、それは入らないのですか。</p>
会 長	<p>諮問について、従来の取り扱いでは議事録には意見等々が記載されますよね。だけど、この答申案文にこういう意見がありましたという記載はしてありません。</p> <p>いかがでしょうか。これでよろしいですか。</p>
(異議なし)	
会 長	<p>それでは、異議がないようでありますので、事務局から区長あてに答申書を送付してください。その他に何かありますか。</p>
法規担当課長	<p>今日はありがとうございました。次回の審議日程ですが 12 月 21 日水曜日 2 時半を予定していますが、いかがでしょうか。また、審議会終了後に懇親会を予定していますのでよろしくご参加のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>よろしくご参加のほどお願いいたします。それでは、本日はどうもありがとうございました。</p>